

障害者差別解消法基本方針（案）に対するパブリックコメント意見

一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

- ① 1 法の対象範囲（1）障害者に「高次脳機能障害は精神障害に含まれる」という記述があるが（P1）、個々の障害を身体、知的、精神に割り振る記述は必要がないと考える。
- ② 1 法の対象範囲（3）対象分野に「障害者の雇用の促進等に関する法律」への言及があるが（P3）、障害者差別解消法は本来すべての分野を対象とすべきものであり、第13条の規定により、法が障害者雇用促進法に詳細規定を委ねたとしても、障害者差別解消法の考え方、基本方針との整合性を図るべきである。
- ③ 2 不当な差別的取扱い（1）不当な差別的取扱いの基本的な考え方の②に「問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情」とあるが（P4）、本質的な諸事情の範囲は利害関係者の立場によって大きく異なる。例示を行うことにより、拡張解釈を防ぐべきである。
- ④ 同様に（2）正当な理由の判断の視点の最後に「理解を得るよう努めることが望ましい。」という記述があるが、合理的配慮提供は、行政機関等では「義務」、事業者では「努力義務」とされている。合理的配慮不提供の正当理由の説明は、行政機関等に於いては当然「義務」であり、事業者においても説明責任を義務化することで「提供努力義務」とのバランスを取るべきである。
- ⑤ 3 合理的配慮（1）合理的配慮の基本的な考え方①にある「必要とされる」、「本来の業務に付随するもの」（P4）の範囲は、行政機関・事業者の恣意的判断を避けるため、行政責任・事業者が説明責任を持つべきである。
- ⑥ 3 合理的配慮（2）過重な負担の基本的な考え方に「理解を得るよう努めることが望ましい。」（P4）という記述があるが、合理的配慮を求める障害者の要求を拒否する場面であるから、「理解を得るよう努めることが望ましい」ではなく、「理解を得るよう努めなければならない」とすべきである。
- ⑦ V その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項（P8）に紛争解決の仕組みについての記述がない。すべての紛争を当事者間の話し合い、相互理解に委ねるのでは法規範としての効果が期待されない。本格的な紛争解決の仕組みを設けるためには法律の改正が必要であろうが、当面17条の障害者差別解消支援地域協議会の機能に「紛争に関する仲介・調停機能」を盛り込むべきである。